平成２７年（フ）第３７９号
千葉県市原市五井西４丁目３番地26
債務者　齊藤千津子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３８０号
千葉県市原市五井西７丁目９番地１　サカヤマンション松ケ島203
債務者　山口　真一
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３８４号
千葉県市原市椎津1015番地54
債務者　長嶌　繁雄
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３８９号
千葉県八千代市大和田836番地26　カーサ・ボニート202
債務者　伊藤　純平
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４１６号
千葉市若葉区千城台南３丁目２番88号
債務者　千田　正勝
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１７２号
川崎市高津区二子３丁目７番28号　美鈴コーポ201
債務者　川岸　昭二
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
高知市愛宕町３丁目11番28号　エンリッチマンション３－Ａ
債務者　杉本まゆみ
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５号
北海道野付郡別海町西春別99番地３、住民票上の住所北海道野付郡別海町西春別99番地の３
債務者　石川　美佐
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第７３号
釧路市愛国東２丁目12番８号　ハッピーライフＲ－１号
債務者　メガネのアイこと　小貫　英志
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１１０号
愛知県豊橋市柱七番町55番地２　３、従前の住所愛知県豊橋市曙町字松並38番地22
債務者　新美　亮司
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１６９１号
大阪市東淀川区井高野１－４－２－812、住民票上の住所大阪市東淀川区菅原６丁目11番10号
債務者　大坪　千紘
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９８６号
大阪府八尾市上之島町北５丁目32番地の２22号、前住所大阪府八尾市太田３丁目217番地の７　203号
債務者　平野　智之
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３２９号
大阪市淀川区十三元今里２丁目17番25号　グレーシィＣＯＭ303号
債務者　倉橋　雄紀（旧姓井本）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３６２号
大阪府枚方市町楠葉１丁目９番14―202号
債務者　楠目　　弘
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５７４号
大阪市浪速区桜川１丁目１番21―505号
債務者　大屋　恵太
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部